わかやま健康づくりチャレンジ運動申込書

お申し込みは、**郵送またはＦＡＸ（073-421-3116）**にて受付窓口である全国健康保険協会和歌山支部に申込書を提出してください。
申込後、和歌山県から登録証をお送りいたします。

和　歌　山　県　知　事　　様

わが社は、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に申込み、従業員の健康づくりにチャレンジします。

年　　月　　日

事　業　所　名

所　　在　　地

事　業　主　名

電　話　番　号

◆健康づくり担当者

担　当　者　氏　名	
所　　属　　部　　署	
役　　職　　名	

◆その他

加入する公的医療保険者名	

※公的医療保険者：全国健康保険協会や健康保険組合などです。保険証でご確認ください。

事業所名の紹介	「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所名を、和歌山県や協会けんぽ和歌山支部ホームページ等の広報媒体で紹介いたします。同意されない場合は、チェックをしてください。	□　同意しない

※チェックのない場合は、同意をいただいたものとして対応させていただきます。
※提出された情報は和歌山県と全国健康保険協会和歌山支部が共有し、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の運営のためのみに使用します。

◆「わかやま健康づくりチャレンジ運動」についてのお問い合わせ先
〒640-8516　和歌山市六番丁5　和歌山六番丁801ビル３階
全国健康保険協会和歌山支部　企画総務グループ　☎073-421-3101　(H.P)

協会けんぽ以外事業所用

健康長寿日本一わかやま実現しよう！！



わかやま健康づくりチャレンジ運動

参加事業所 募集!!

和歌山県と協会けんぽ和歌山支部は、職場の健康づくりを広げるために、**「わかやま健康づくりチャレンジ運動」**に参加する事業所を募集しています。

「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の流れ

「わかやま健康づくりチャレンジ運動」は、次の２つのステップで進みます。

ステップ① 「健康宣言」をする



■郵送またはFAXで協会けんぽ和歌山支部へ裏面の**申込書**をご提出ください。

■和歌山県より、和歌山県知事による**「登録証」**が送られますので、事業所内で掲示してください。従業員や来訪者へ「健康づくり実践企業」であるとアピールできます。

ステップ② 健康づくりを実践する



■取組メニューのうち、できることから取組みを始めましょう。

■年に1回、取組状況を振り返る取組レポートをご提出いただきます。提出後、貴社の取組度合を指標化した**「取組結果通知書」**をお送りしますので、今後の取り組みの参考としていただけます。

取組結果通知書イメージ

さらに … 県からの認定を受ける

■取組が優れている事業所様は、和歌山県から**「わかやま健康推進事業所」**に認定されます。

和歌山県　　全国健康保険協会 和歌山支部 協会けんぽ

「わかやま健康推進事業所」の認定について

和歌山県は、職場の健康づくりの取り組みが特に優れている事業所を**「わかやま健康推進事業所」**として認定しています。認定を受けると事業所ホームページや名刺等にロゴマーク（右記）を使用でき、幅広く社外にアピールできます。

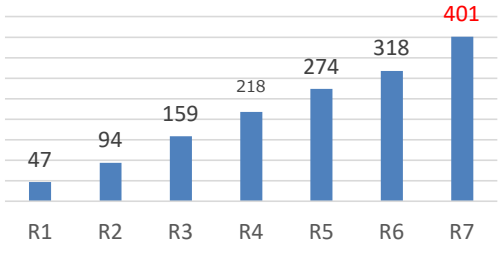
ロゴマーク

■ 次の①～④をすべて満たした事業所が認定を受けることができます。

① 「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の登録事業所であること。（国・地方公共団体を除く）
② 取組メニューの認定必須項目（右表の赤色の項目）を全て実践していること。
③ 取組メニューの内、実践している取り組みの合計ポイント数が、110ポイント以上であること。
④ 過去2年間に法令に違反し処分等を受けたことがないこと。



わかやま健康推進事業所認定事業所数



わかやま健康推進事業所の認定を受ける事業所は年々増加しています！
令和7年度は401事業所になりました。

わかやま健康推進事業所認定までの３ステップ（申請受付期間：例年4月から8月末まで）

STEP 1
協会けんぽ和歌山支部へ取組レポートを提出
（例年3～4月頃）

STEP2
「わかやま健康推進事業所認定申請書」等を提出

STEP3
認定されると和歌山県より「わかやま健康推進事業所認定証」をお送りします

認定のメリット

- 和歌山県建設工事の入札において加点を受けることができます
- 令和7年度から和歌山県中小企業融資制度の融資対象に追加されています

全て取り組む必要はありません。できることから少しずつ、健康づくりを始めましょう。

取組メニュー			ポイント
健診等	1	経営者自身が健診を受診し、かつ従業員に対して実施する「定期健康診断」の受診率が実質100%である	5
	2	協会けんぽの「生活習慣病予防検診」を実施する、もしくは従業員にがん検診の受診を促す取組又は制度がある※（「定期健康診断結果データ」の提供に関する同意書を医療保険者に提出している場合も点数加算）	15
	3	医療保険者が実施する「特定保健指導」を受け入れる※対象者がいない場合でも受入体制があれば点数加算	15
	4	健診の結果、要精密検査や要治療と判定された従業員に対し、医療機関への受診を促す取組又は制度がある　※対象者がいない場合でも取組や制度があれば点数加算	10
	5	健診結果に対して、希望者へ産業医等の健康相談を実施している ※希望者がいない場合でも実施が可能であれば点数加算	5
運動	6	職場において集団で運動を行う時間を設けている（例：ラジオ体操、ストレッチ、ヨガ等）	10
	7	職場内に運動器具やジム、運動室等を設置している	10
	8	運動イベントの実施や参加、クラブ活動の促進など従業員へ運動を促す取組を行う	10
	9	徒歩通勤や自転車通勤を推奨している	10
	10	歩数計やスマホのウォーキングアプリ等を活用する、もしくは階段使用を励行するなど、従業員へ歩くことへの意識づけを行っている	10
食・禁煙等	11	カロリーや塩分等を考慮した食事（社食や弁当）の提供や、フードモデルの設置など、従業員に食生活見直しの啓発を行う	10
	12	自社の自動販売機に特保飲料やノンカロリー飲料を入れる	5
	13	口腔ケア（歯科検診・歯ブラシ支給・昼食後の歯磨きの奨励など）への取組を行う	5
	14	禁煙キャンペーンや禁煙手当の支給、勤務時間中の喫煙禁止など喫煙者を減らす取組を行う	10
	15	事業所内で受動喫煙防止対策を行う	20
メンタルヘルス	16	ノー残業デーや残業の事前申告制度を設定するなど、超過勤務削減のための取組を行う、もしくは全従業員の月平均超過勤務時間が10時間未満である	10
	17	ストレスチェックを実施する　※認定については、従業員50人以上の事業所のみ必須	10
	18	年次休暇の取得促進に向けた環境・雰囲気づくりを行う	10
	19	従業員同士のコミュニケーションを促進する取組を行う	10
	20	悩みを相談できる相談員（相談室）の設置や、メンタルヘルス不調者の復職支援等、職場のメンタルヘルス対策を行う（和歌山産業保健総合支援センターによる専門家派遣を利用した場合も点数加算）	10
健康促進環境	21	従業員の健康管理（健康づくり）を担当する者を定め、従業員の健康づくりをサポートする	10
	22	健康増進に向けた具体的目標（計画）を設定する	10
	23	事業所内に従業員が測定できる血圧計等の健康測定機器を設置する	10
	24	従業員に健康をテーマとしたセミナーを開催するなど健康教育を行う	10
	25	従業員に健康をテーマとした情報提供を定期的（少なくとも1ヶ月に１回）に行う	10
その他	26	女性特有の健康課題に対する知識を得るための取組、もしくは生理休暇の取得環境の整備や妊娠中の従業員に対する業務上の配慮等を行う	10
	27	感染症予防対策（換気設備の整備、就業時間中の予防接種、予防接種の費用補助等）を行う	10
	28	病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取組を行う	10
	29	経営者が健康宣言を行い、「わかやま健康づくりチャレンジ運動登録証」を社内外に対し発信（掲示）している	10
	30	従業員の健康管理に関連する労働基準法、労働安全衛生法等の法令について重大な違反をしていない	10